特記仕様書

**第１章　 総　則**

**１　業務名称**

2025年日本国際博覧会　会場外駐車場環境影響評価資料作成業務その1

**２　業務実施期間**

　　契約日から令和４年３月25日（金）

**３　目　的**

本業務は、２０２５年日本国際博覧会会場外駐車場整備に係る環境影響評価を実施するため、当該駐車場を整備する所在自治体の環境影響評価条例及び同自治体の環境影響評価条例施行規則等（以下「条例等」という。）に基づき、配慮計画書の作成及び実施計画書の作成、現況調査と対象事業が周辺環境に与える影響の予測・評価、準備書の作成、評価書の作成、その関連業務を行うもので、３ヵ年度にわたることを予定している。初年度にあたる2021年度は、配慮計画書の作成及び実施計画書の作成、現況調査並びに準備書の一部を実施するものである。

**４　適用指針等**

本業務は、本特記仕様書によるほか、下記の指針等に準拠して行うものとする。

1. ｢土木設計業務共通仕様書（案）（国土交通省最新版）」(以下｢共通仕様書」という。）（<http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu>\_shiyou.html）

※なお、別紙のとおり読み替え、準用するものとする。

（２）会場外駐車場整備予定地所在の自治体が定める環境影響評価実施に係る各種指針や基準等

（３） その他関係する指針、ガイドライン等

**５　範　囲**

本業務の範囲は、2025年日本国際博覧会会場外駐車場候補地及びその周辺の地域であり、当協会が指定する会場外駐車場整備候補箇所を対象に事業の実施により環境への影響が予想される地域とする。

**６　業務の全体スケジュール（予定）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **2021年度** | 2022年度 | 2023年度 |
| 配慮計画書作成等 |  |  |  |
| 実施計画書作成等 |  |  |  |
| 現況調査 |  |  |  |
| 準備書作成等 |  |  |  |
| 評価書作成等 |  |  |  |

※本業務は３ヵ年度にわたることを予定しており、2022年度以降の業務については、2021年度業務の履行状況に応じて随意契約を行うものとする。その際の契約金額については、2019年度業務の落札率等を踏まえて決定するものとする。

※2022年度以降の業務内容については、自治体環境影響評価技術指針等に準拠し、自治体環境影響評価条例等及び自治体環境影響評価条例施行規則等に基づく環境影響評価に必要となる事項を予定している。

※なお、2022年度以降の業務の契約は経済産業省の予算成立を前提とする。

**第２章　業務内容等**

　　　本業務では、以下の項目を実施するものとし、各調査等の内容は、次のとおりとする。

　　　※配慮計画書及び実施計画書、準備書素案の作成については、対象地区の変更及び追加となった場合も変更契約（金額）の対象としない。

**１　計画準備**

本事業計画の内容、本業務の目的を十分理解し、業務概要、実施方針、実施体制、業務工程等について記載した業務計画書を作成する。

**２　現地踏査**

対象事業が実施される地域の地域環境の概況を把握するため、地域の自然的状況、社会的状況等について現地踏査を行う。

**３　配慮計画書の作成**

（１）事業計画等のとりまとめ

・事業の背景、目的、事業の概要、工事計画の概要等を取りまとめる。

（２）事業特性及び地域特性の把握

・複数の事業計画案の設定及び計画段階配慮事項の選定に当たって、当該設定等を行うための条件等を把握するため、対象事業の実施に至る背景や目的等の対象事業の内容（以下「事業特性」という。）を整理する。

・複数の事業計画案の設定については、2025年国際博覧会会場から概ね20km圏内において調査職員の指定する複数の候補地について整理する。

・複数の事業計画案の設定及び計画段階配慮事項の選定に当たって、対象事業を予定している地域及びその周辺の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）について、国や自治体等が公表している最新の資料や文献などから把握し、整理する。

（３）複数案の設定

・整理した事業特性を踏まえ、社会面、経済面、環境面、技術面等の幅広い視点から検討し、採用可能なものとして、対象事業の位置・規模又は施設の配置・構造等が異なる複数の事業計画案（以下「複数案」という。）を設定する。

（４）環境影響要因の抽出

・複数案における事業特性及び地域特性を踏まえ、対象事業の実施により環境に影響を及ぼすおそれのある要因（良好な環境の創出を含む。以下「環境影響要因」という。）を抽出する。

（５）計画段階配慮事項の選定

・複数案における事業特性及び地域特性を踏まえ、抽出した環境影響要因と環境要素の関連を整理し、計画段階配慮事項を選定する。

（６）調査、予測及び評価の実施

・選定した計画段階配慮事項について、対象事業による重大な環境影響及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に判断できるように調査、予測及び評価の手法を選定し、実施する。

（７）環境配慮の方針の設定

・複数案における調査、予測及び評価の結果を踏まえ、事業者が事業計画を具体化していくに当たっての環境配慮の方針について、複数案ごとに検討する。

（８）配慮計画書の作成

・事業特性、地域特性、調査、予測及び評価の結果、環境配慮の方針等を記載した配慮計画書を作成する。また、要約書の作成及び資料集の作成も併せて行う。

（９）その他

・配慮計画書を縦覧した際の市民等により提出された意見書に対する見解書を取りまとめること。

・配慮計画書について、条例等の定めにより審査会等が開催される場合は出席し、必要に応じて説明補助を行う。

また、審査会等からの求めに応じて、必要となる資料の作成を行う。

**４　実施計画書の作成**

（１）実施計画書の作成

・配慮計画書、及び配慮計画書に対して提出された意見書の内容に基づき記載する。なお、実施計画書作成に必要となる配慮計画審査書に記載された意見等を踏まえて概略を決定した事業計画については、調査職員の指示によるものとする。

・その他配慮書に記載すべき事項については、条例等に基づき必要項目をとりまとめること。

（２）実施計画書作成に係る、自治体担当部局との調整

・実施計画書(案)に対する自治体事務局からの質問事項への回答案を取りまとめるとともに、必要に応じて自治体事務局との調整に基づき実施計画書(案)の修正を行う。

**５　準備書一部の作成**

（１）環境影響評価の実施に係る調査及びその結果のとりまとめ

・実施計画書に基づき、自治体環境影響評価指針等に定めるところにより2021年度業務で対象とする下記調査を実施し、その結果を取りまとめること。

1)既存資料調査

環境影響評価項目それぞれについて必要な既存資料調査を実施すること。調査項目は別表１を基本とする。

2)現況調査（年間調査の4カ月分（12月～3月）及び四季調査の1季分（冬季））

実施計画書において選定された会場外駐車場整備候補箇所の環境影響評価項目それぞれについて必要な調査を実施する。調査項目は、別表２を基本とするが、実施計画書についての市長意見等を踏まえ、調査職員と十分に打ち合わせを行ったうえで決定するものとする。

調査日程については、委託者と受託者で協議して定めるものとする。

**６　協議打合せ**

協議打合せすべき事項及び時期は次のとおりとする。ただし、下記以外に調査 職員が必要と認めた場合は、その指示に従うこと。また、中間打合せは、調査 職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお 、業務着手時または業務計画書作成時及び成果品納入時には、管理技術者が立会うものとする。また、協議打合せはすべて１日扱い（日帰り）とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 協議打合せ事項 | 協議打合せ時期（回数） |
| ・業務着手（業務全般について） | ・契約後速やかに　1回 |
| ・中間打合せ（自治体担当部局等との協議打合せを含む） | ・適宜　８回 |
| ・業務完了時 | ・業務完了時　１回 |

受注者は協議打合せ時以外においても、作業進捗状況を随時報告し、調査職員の指示を受けなければならない。

**７　業務報告書の作成**

検討結果を取りまとめ、業務報告書を作成する。

**８　資料等の貸与**

　　　本業務にて貸与する資料は次のとおりとする。なお、貸与した資料の保管・取り扱いには十分注意し、紛失・破損等のないように努めなければならない。また、返却を求められたときには、直ちに返却するものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資料等の名称 | 数量 | 貸与場所 | 返却場所 |
| ・2025日本国際博覧会　交通アクセス検討業務委託（交通アクセス検討A）2020年3月 | 各１部 | 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号  公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 | |

※その他、本協会が所有する本業務に必要な資料等は、協議のうえ随時貸与するものとする。

**９　管理技術者**

受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。

共通仕様書第1107条第３項に規定する管理技術者が有する資格等については、以下のいずれか一つを有していることとする。

（１）技術士（建設部門または環境部門もしくは総合技術監理部門(建設部門または環境部門の選択科目に限る)）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

（２）シビルコンサルティングマネージャ[RCCM]（登録部門が「建設環境部門」に限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

（３）建設コンサルタント登録規程により技術管理者として国土交通大臣に認定された者（登録部門が「建設環境部門」に限る）

**10　照査技術者及び照査の実施**

受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

照査技術者は、照査計画を業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。また、業務完了にともなって照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名押印のうえ管理技術者を通じ調査職員に提出しなければならない。

　　　共通仕様書第1108条第２項第２号に規定する照査技術者が有する資格等については、以下のいずれか一つを有していることとする。

なお、照査技術者と管理技術者の兼任は認めない。

（１）技術士（建設部門または環境部門もしくは総合技術監理部門(建設部門または環境部門の選択科目に限る)）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

（２）シビルコンサルティングマネージャ[RCCM]（登録部門が「建設環境部門」に限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

（３）建設コンサルタント登録規程により技術管理者として国土交通大臣に認定された者（登録部門が「建設環境部門」に限る）

**11　諸手続**

　　　本業務に伴い必要となる官公署等への諸手続は、調査職員の承諾を得て、受注者の責任において速やかに行わなければならない。

**12　疑義**

　　　本業務履行に際し、疑義の生じた場合は本協会調査職員と協議しなければならない

**13　成果品の提出**

成果品の規格及び提出部数については、次のとおりとする。なお、納入場所及び納入時期は当協会指定場所とする。

・業務報告書・・・製本5部（簡易製本）、電子データ5枚（ＣＤ－ＲＯＭ）

**14　その他**

（１）成果物の著作権（著作件法第27条及び28条に定められた権利を含む）は、全て発注者に属するものとする。

（２）成果品納入後にあっても、成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

（３）本業務については、経済産業省所管の国庫補助対象事業であるため、検査等に必要な資料は「補助事業事務処理マニュアル（平成31年３月　経済産業省大臣官房会計課）」

（https://www.meti.go.jp/information\_2/publicoffer/jimusyori\_manual.html）も参考に作成すること。

（４）設計図書のほかに提示する見積参考資料は、あくまでも見積の参考資料であり、入札参加者の適正・迅速な見積に供するため参考に示した一資料に過ぎず、契約上の拘束力を何ら生じるものではない。このため、履行方法等成果物を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとする。業務の実施に当たってはこの趣旨を十分に理解し、事故発生等を招かないよう、その防止措置に留意すること。

別 紙

土木設計業務等共通仕様書（案）（国土交通省最新版）の読み替え文

　 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会における共通仕様書は、国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu\_shiyou.html）の文言を読み替え、準用する。

・第1101条中「国土交通省〇〇地方整備局（港湾空港関係を除く）」とあるのは「公益社団法人2025年日本国際博覧会協会」と読み替える。

・第1102条第１項中「支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官」とあるのは「公益社団法人2025年日本国際博覧会協会会長」と読み替える。

・第1102条第３項中「契約書第９条第１項」とあるのは「契約書第12条第１項」と読み替える。

・第1102条第４項中「契約担当官等（会計法（平成18 年６月７日改正法律第53 号第29 条の３第１項に規定する契約担当官をいう。））とあるのは「上司」と読み替える。

・第1102条第７項中「契約書第31条第２項」とあるのは「契約書第30条第２項」と読み替える。

・第1102条第８項中「契約書第10条第１項」とあるのは「契約書第13条第１項」と読み替える。

・第1102条第９項中「契約書第11条第１項」とあるのは「契約書第13条の２第１項」と読み替える。

・第1102条第13項中「「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成７年６月30 日付け建設省厚契発第26 号）、別冊土木設計業務等委託契約書」とあるのは「土木設計等業務委託契約書」と読み替える。

・第1106条第３項中「契約書第９条第２項」とあるのは「契約書第12条第２項」と読み替える。

・第1107条第４項中「契約書第10条第２項」とあるのは「契約書第13条第２項」と読み替える。

・第1115条第１項中「契約書第12条」とあるのは「契約書第13条の３」と読み替える。

・第1116条第１項中「契約書第13条」とあるのは「契約書契約書第13条の４」と読み替える。

・第1120条第４項中「契約書第31条第２項」とあるのは「契約書30条第２項」と読み替える。

・第1121条第１項中「契約書29条第１項」とあるのは「契約書第28条の２第１項」と読み替える。

・第1122条第１項中「契約書第30条」とあるのは「契約書第29条」と読み替える。

・第1126条中「契約書第40条」とあるのは「契約書第39条」と読み替える。

・第1127条第１項中「契約書第33条」とあるのは「契約書第32条」と読み替える。

・第1128条第１項中「契約書第７条第１項」とあるのは「契約書第10条第１項」と読み替える。

・第1128条第２項中「契約書第７条第３項」とあるのは「契約書第10条第２項」と読み替える。

・第1128条第５項中「実施しなければならない。」の下の「なお、協力者は、国土交通省○○地方整備局の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、国土交通省○○地方整備局の指名停止期間中であってはならない。」を除く。

・第1129条第２項中「契約書第８条」とあるのは「契約書第11条」と読み替える。

・第1130条第１項中「契約書第１条第５項」とあるのは「契約書第９条第１項」と読み替える。